

**第26回 中央卸売市場移転予定地における土壌汚染対策等に関する専門家会議  
議事概要**

日時： 令和7年2月26日（水）10:30～11:20  
場所： 姫路市中央卸売市場 管理棟2階 大会議室  
参加者： 委員：平田健正（座長）、中島 誠、藤森一男、田原直樹  
保高徹生（web参加）  
事務局・関係局：農林水産環境局中央卸売市場  
地下水調査機関：国際航業 株式会社

本会議の議事概要は次のとおりである。

**1. 第26回専門家会議の概要**

今回（第26回）の専門家会議は、『総合的な安全対策』（参考資料-3）を実施するため、姫路市白浜町内の中央卸売市場（以下「対象地」という。）における地下水位・ベンゼンの地下水濃度の調査結果を確認・評価するとともに、『総合的な安全対策』のこれまでの実施状況及び今後の取り組みについて確認・評価することを目的として開催した。

確認した内容は以下のとおりである（確認した内容の詳細については、第26回専門家会議配布資料を参照のこと）。

**2. 資料1（中央卸売市場における地下水調査業務委託）について**

前々回（第24回）の専門家会議にて、新市場竣工後の水質モニタリング及び必要に応じての揚水対策等の具体的な内容については、対象地において豊水期と渇水期に各1回の調査を2年間（2023年度・2024年度）実施し、その結果を見たうえで判断することとしている。

今回の専門家会議では、新市場竣工後2年目（2024年度）の豊水期・渇水期の調査結果を確認し、評価した。

**（1）地下水位について**

豊水期（7月19日）・渇水期（12月20日）に、対象地内の観測井戸計18地点において、地下水位一斉測定を実施した。

- ① 地下水の流れは、大局的には北西から南東方向であり、これまで（土壌汚染対策実施前、新市場建設工事前、新市場建設工事中）と同様であることを確認した。
- ② ベンゼンの地下水基準を超過した地点から、卸売場棟範囲へ向かう地下水の流れは確認されなかった。
- ③ 地表面が建物やアスファルト等で被覆されたことによる地下水流れ方向への影響は、特に見られなかった。

**（2）ベンゼンの地下水濃度について**

豊水期（7月18日～19日）・渇水期（12月19日～20日）に、対象地内の観測井戸計15地点において、地下水試料を採取し、ベンゼンの地下水濃度の分析を行った（15検体）。

- ① 過年度の調査結果と同様に、豊水期に比べ渇水期の方が基準超過井戸数は多い。

- ② 基準超過井戸にて明確な濃度低減は見受けらなかった。
- ③ J7-7 と J7-7s の 2 地点については、他の地点に比べて高いベンゼン濃度となっており、これまでと同様に比較的浅い部分の地下水に残るベンゼンの影響を受けた値となっていると考えられる。
- ④ J7-7 と J7-7s 以外では、L12-5 で他の地点に比べて高いベンゼン濃度となっており、湧水期の濃度が緩やかに上昇する傾向が確認されている。
- ⑤ 第 17 回専門家会議において、土壌汚染対策が適切に実施され、基準超過土壌の浄化は完了したと判断しており、対象地におけるベンゼンは、現在、地下水中のみに残存している状況であると判断される。

### (3) 地下水調査結果について（まとめ）

地下水位の調査結果からは、地下水の流れ方向について変化は見られなかった。また、ベンゼンの地下水濃度の調査結果からは、これまでと同様に地下水中にベンゼンが残っているものの、急激な濃度上昇の傾向は見られず、明確な濃度低減も見られなかった。新市場建設に伴い地表面が建物やアスファルトなどで被覆されたことにより、地表面から地中へ浸透する降水量が減少していると思われるが、地下水流れ方向・ベンゼン濃度ともに地表面被覆の影響は見られなかった。

## 3. 資料 2（総合的な安全対策）について

『総合的な安全対策』の実施状況及び今後の安全対策について確認した。

### (1) 総合的な安全対策の実施状況について

「土壌汚染に対する安全対策」、「施設配置の安全対策」、「建築物の安全対策」について、対策が実施済であることをあらためて確認した。

「地下水」について、「土壌汚染処理に伴う地下水の浄化」が実施され、「水質モニタリング」が土壌汚染対策完了から新市場施設竣工までの 4 年間（令和元～4 年度）と新市場施設竣工から 2 年間（令和 5～6 年度）の計 6 年間にわたり実施されていることを確認した。（水質モニタリングの結果は資料 1 のとおり）

### (2) 姫路市として今後取り組む安全対策について

引き続き安全を確保するために姫路市が取り組む対策について確認した。

- ① 地表面の被覆を維持し、将来の施設更新などで土地の形質変更が必要となった場合には土壌汚染対策法に基づき適正に事業を進めていく。
- ② 今後も地下水を使用しない。
- ③ ベンゼン基準値超過地下水が卸売場棟範囲へ向かうことが万一起こった場合を想定し、建築物（地下ピット）の防水や換気設備を損傷した場合には補修を行う。
- ④ 売場内および運送事務所棟内（L12-5 地点の近くにある）の空気中のベンゼン濃度を年 1 回確認する。この際、建物外の大気中のベンゼン濃度を参照し、評価する。（当面の間）
- ⑤ 地下水のベンゼン濃度が比較的高い J7-7 について、長期的な濃度の推移を確認する。（当面の間）
- ⑥ 敷地境界近くに存在する L12-5 において、ベンゼン濃度が低減傾向に移行するのを確認するため、ベンゼン濃度を年 1 回（湧水期）確認する。（当面の間）
- ⑦ 上記の各種測定結果は対外的に公表する。

#### 4. 専門家会議について

姫路市中央卸売市場が移転再整備するにあたり、移転予定地（現市場敷地）の土壤汚染等に対する安全性を確保するため、専門的に検討・評価し、姫路市へ意見・助言を行うことを目的に平成28年2月4日に第1回会議として開始したこの専門家会議は、『土壤・地下水汚染調査』『土壤汚染対策』『新市場施設整備』『新市場開場後のモニタリング』の各段階にてその役目を果たし、今回の第26回会議をもって終了とする。

以上